

---

---

## 災害時における被災者支援のための 行政書士業務に関する協定調印式の開催

---

---

三次市では、「広島県行政書士会」のご理解とご協力により、大規模災害が発生したとき、被災者への支援として実施する行政書士業務に関し協定を締結することとなりました。

この協定の調印式を、次の日程により行います。

- 1 日時 令和元年7月5日（金）午前11時30分から
- 2 場所 三次市役所 本館3階会議室
- 3 内容 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定調印式
- 4 要旨  
三次市内に、地震、風水害等の自然災害、その他大規模災害が発生したときに、広島県行政書士会が、被災者支援として実施する行政書士業務に関して協定を締結します。
- 5 協定の概要  
三次市は、災害時において、被災者支援のために必要な場合に、広島県行政書士会に対し支援業務の実施を要請します。  
広島県行政書士会は、『被災者支援相談センター』を開設、会員を派遣していただき、罹災証明書等の発行手続などの支援をいただきます。

---

本件に関するお問い合わせ先

---



三次市 危機管理監 危機管理課 （担当／白附）  
電話番号：0824-62-6116 FAX番号：0824-62-2951  
E-mail：kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp  
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号